

労働審判制度（仮称）の制度設計の骨子（案）

労働審判制度（仮称）については、「労働関係事件への総合的な対応強化についての中間取りまとめ」及び当検討会におけるこれまでの議論を踏まえ、以下のような点を骨子として、制度設計を行うこととしてはどうか。

1 手続の進行について

個別労働関係紛争について労働審判の申立てがあった場合には、相手方の意向にかかわらず労働審判手続を進行させ、原則として、調停により解決し又は解決案を定めるものとする。

ただし、事案の性質上、解決案を定めることが紛争の迅速かつ適正な解決のために適当でないと認められるときは、解決案を定めずに労働審判手続を終了させることができるものとする。

2 解決案の効力について

解決案に不服のある当事者が一定期間内に異議を申し立てることにより、解決案はその効力を失うものとする。

3 訴訟手続との連携について

労働審判手続と訴訟手続との適切な連携を図るため、解決案に対して異議が申し立てられた場合には、労働審判の申立てがあった時に訴えの提起があったものとみなす。

この場合においては、当該訴えの提起の手数料については、労働審判の申立てについて納めた手数料の額に相当する額は、納めたものとみなす。